

地域支援事業等について

1 広域連合が実施する地域支援事業について

東三河広域連合で実施する地域支援事業は、広域連合で基準を統一して実施する事業と、各市町村の実情に応じて実施する事業があり、以下の事業を実施しています。

地域支援事業内訳

分 類		事業名
東三河広域連合 (8市町村)で 基準を統一して 実施する事業	総合事業	1 介護予防訪問サービス事業
		2 広域型訪問サービス事業（訪問型サービス・活動A）
		3 介護予防通所サービス事業
		4 広域型通所サービス事業（通所型サービス・活動A）
		5 地域リハビリテーション活動支援事業
		6 運動器機能向上事業
	包括的支援事業・ 任意事業	7 介護給付等費用適正化事業
		8 認知症高齢者等居場所検索支援事業
		9 家族介護用品給付事業 ※事業区分は保健福祉事業
		10 成年後見制度利用支援事業
		11 住宅改修支援事業
		12 グループホーム入居者負担軽減事業
		13 家族介護者リフレッシュ事業 ※事業区分は保健福祉事業
市町村ごとの 実情に応じて 実施する事業	総合事業	14 地域型訪問サービス・活動事業（訪問型サービス・活動B）
		15 短期集中訪問サービス事業（訪問型サービス・活動C）
		16 移動支援訪問サービス・活動事業（訪問型サービス・活動D）
		17 地域型通所サービス・活動事業（通所型サービス・活動B）
		18 短期集中通所サービス事業（通所型サービス・活動C）
		19 栄養改善型配食サービス事業
		20 高齢者安心生活サポート事業
		21 介護予防把握事業
		22 介護予防普及啓発事業
		23 地域介護予防活動支援事業
		24 介護ボランティアポイント事業
	包括的支援事業・ 任意事業	25 地域包括支援センター運営事業
		26 認知症総合支援事業
		27 生活支援体制整備事業
		28 生活・介護支援サポーター養成事業
		29 就労的活動支援事業
		30 在宅医療・介護連携推進事業
		31 地域ケア会議推進事業
		32 介護サービス事業者等適正化支援事業
		33 家族介護教室等開催事業
		34 認知症高齢者等見守りSOSネットワーク事業
		35 認知症サポーター養成事業
		36 高齢者世話付住宅（シルバーハウジング）生活援助員派遣事業
		37 配食サービス事業

2 主な事業概要

地域リハビリテーション活動支援事業

ア 事業概要

被保険者の介護予防及び要介護状態の改善のため、通いの場運営団体や介護事業所等に対してリハビリテーション専門職を講師として派遣し、リハビリテーションに係る出前講座及び技術的指導・助言等の支援を行います。

イ 対象者

(1) 通いの場運営団体

地域の高齢者等が集まる通いの場運営団体であって、月1回程度の自主活動を行い、1回当たりの参加人数がおおむね5人以上である団体（政治、宗教活動を行う団体または営利を目的とした団体でないこと。）

(2) 指定介護サービス事業所等

指定介護サービス事業所または指定介護予防サービス事業所もしくは地域包括支援センターであって、次に掲げる要件をすべて満たす事業所

- ① 東三河8市町村内に所在している。
- ② 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が配置されていない。
- ③ 利用者の生活機能の維持・向上、自立支援に資する取組をしている。

ウ 利用者負担

なし（無料）

エ 派遣内容

(1) 出前講座（対象：通いの場運営団体）

1団体につき年3回を上限とし、1回の支援につき2時間以内の派遣を行います。
希望のあった地域の公民館等に出張し、テーマに沿って講習を行います。

(2) 事業所支援（対象：指定介護サービス事業所等）

1事業所につき年4回を上限とし、1回の支援につき2時間以内の派遣を行います。
希望のあった事業所に対し、事業所における集団・個別のリハビリ方法等の講習を行います。

オ 申請先

各市町村介護保険担当課窓口

運動器機能向上事業

ア 事業概要

介護予防の基本的な知識の普及啓発と地域での主体的な健康づくり活動を支援するため、体操DVDの配布または貸出を行います。

体 操 DVD名	ええじゃないか豊橋ほの国体操
	蒲郡市オリジナル体操 道楽 ～動くことを楽しみましょう～
	いいじゃん新城 キラキラ☆多体操

イ 対象者

(1) 団体（一団体につき1枚を配布）

東三河8市町村内にあり、65歳以上の方が5人以上在籍し介護予防に資する活動を実施する団体

(2) 個人（一個人につき1枚を貸出）

東三河8市町村内に在住する第1号被保険者及びその支援のために関わる方

ウ 貸出期間

2週間

エ 利用者負担

なし（無料）

オ 申請先

各市町村介護保険担当課窓口

介護給付等費用適正化事業

ア 事業概要

給付の透明性を高め健全な制度の運営を図るため、利用者に適切なサービスを提供できる環境の整備を図るとともに、介護給付等に要する費用の適正化のための事業を実施します。

イ 具体的実施内容

① 認定調査状況チェック

認定調査の内容を点検します。

② ケアプランの点検

事業者に資料提供を求める等により点検を実施し、利用者の自立支援に資する適切なケアプランとなっているか確認し、介護支援専門員の「気づき」を促します。

③ 住宅改修等の点検

住宅改修前に実態確認、工事見積書の点検、竣工時の訪問調査等により施工状況の点検を行います。また、福祉用具利用者に対する訪問調査や必要に応じて事業者へ資料提供を求める等の点検を行います。

④ 「医療情報との突合」・「縦覧点検」

医療保険（後期高齢者医療・国民健康保険）の入院情報等と介護保険の給付情報を突合し、給付日数や提供サービスの整合性を点検するとともに、受給者ごとに複数月にまたがる支払い状況（請求明細書の内容）を確認し、提供サービスの整合性を点検します。

認知症高齢者等居場所検索支援事業

ア 事業概要

認知症により行方不明になるおそれがある 40 歳以上の方を在宅で介護している家族等に対し、見守りや行方不明時の居場所を早期に確認する G P S 等機器の初期費用の一部を助成します。

イ 対象者

次に掲げる要件をすべて満たす方を介護している家族等

- ① 東三河 8 市町村に住民票がある。
- ② 40 歳以上で認知症により行方不明になるおそれがある。
- ③ 在宅（見守りや支援等を受けられる居住系施設等を除く。）で介護を受けている。

ウ 対象機器

G P S 衛星などの衛星システムを利用して居場所を探すための機器
（ただし、携帯電話や携帯情報端末などを除く。）

※ 広域連合ホームページに対象サービス機器例を掲載しています。

エ 助成額

助成額は、位置検索サービスの利用開始に伴う次に掲げる初期費用とし、認知症高齢者等 1 人につき 10,000 円を上限とします。

- ① 加入料金
- ② 本体機器購入に係る費用
- ③ 充電用付属品等使用に必要となる付属品購入費用
- ④ 本体機器を格納することができるシューズなど専用用品の購入費用（改造費を含む）

オ 申請先

各市町村介護保険担当課窓口

家族介護用品給付事業

※保健福祉事業

ア 事業概要

在宅で重度の要介護者を介護する低所得の世帯に対し、介護用消耗品類の購入に利用できる家族介護用品給付券（給付券）を支給します。

イ 対象者

次に掲げる要件をすべて満たす、重度の要介護者を介護している家族介護者（1 人の要介護者に対し家族介護者 1 名）

- ① 要介護者と家族介護者がともに東三河 8 市町村に住民票がある。
- ② 要介護者の要介護認定が要介護 4 または要介護 5 である。
- ③ 要介護者の介護を在宅において行っており、要介護者が介護保険施設または見守りや支援等を受けられる居住系施設に入所していない。
- ④ 要介護者の属する世帯及び家族介護者の属する世帯がともに市町村民税非課税である。

※ ショートステイ等を利用し、月 1 回以上帰宅されていない場合は対象外です。

ウ 給付額

月額 8,300 円

※ 給付券の券種は、1,000 円券、500 円券、100 円券の 3 種類です。

※ 給付券を発行する期間は、申請をした日の属する月の翌月からその年度の 3 月 31 日までで、4 月分～9 月分と 10 月分～3 月分の年 2 回に分けて交付します。

エ 対象用品

紙おむつ、リハビリパンツ、尿取りパッド、使い捨て手袋、清拭用品（ドライシャンプー等）、口腔（くう）ケア用品、ポータブルトイレ用品（消臭液等）、尿吸収防水用品、食事エプロンなど要綱別表記載の消耗品類

オ 利用方法

給付券は、登録をしたお店で対象の介護用消耗品類の購入に利用できます。

※ 対象となるお店は、広域連合ホームページまたは給付券と一緒に受け取る「お店リスト」をご覧ください。

※ 給付券の有効期限は、給付券が交付された年度の 3 月 31 日までです。

※ おつりは出ませんのでご注意ください。

※ 給付券は、対象の介護用消耗品類以外の物品の購入には利用できません。また、給付券を他人に譲渡したり、換金もしくは担保として提供したりすることはできません。

カ 申請先

各市町村介護保険担当課窓口

住宅改修支援事業

ア 事業概要

要介護（要支援）認定を受けた高齢者で居宅介護（予防）支援を受けていない方が住宅改修を行った際に、住宅改修理由書の作成を行った方が属する事業者に対し助成を行います。

イ 対象者

東三河 8 市町村に住民票のある要介護（要支援）認定者に対して住宅改修理由書を作成し、次に掲げる要件をすべて満たす方が属する事業者

- ① 理由書の作成業務を行った月において、要介護者等が居宅介護支援または介護予防支援の提供を受けていない。
- ② 理由書の作成業務を行った方が介護支援専門員等（介護支援専門員または作業療法士、福祉住環境コーディネーター検定試験 2 級以上その他これに準ずる資格等を有する方）や地域包括支援センターの担当職員である。
- ③ 理由書の作成経費として、いかなる対価も受領していない。
- ④ 理由書の作成業務に係る住宅改修が完了し、住宅改修給付費の支給が行われることが決定している。

ウ 助成金額

1 件につき 2,000 円

エ 申請先

各市町村介護保険担当課窓口

グループホーム入居者負担軽減事業

ア 事業概要

低所得の介護保険要介護（要支援）被保険者のグループホーム（指定認知症対応型共同生活介護事業所または指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所）（以下、「事業所」という。）への入居を支援するため、家賃、食材料費及び光熱水費の利用者負担額の軽減を行う事業所に対して助成を行います。

イ 利用者負担額の軽減対象者

グループホームを利用する方のうち、次に掲げる要件をすべて満たす方。

- ① 東三河 8 市町村に住所を有し、東三河 8 市町村に所在する事業所を利用している方（短期利用認知症対応型共同生活介護を利用している方を除く。）
- ② 市町村民税非課税世帯の方かつ配偶者（内縁関係の者を含む。）が市町村民税非課税である方
- ③ 預貯金等の額が 1,000 万円以下（配偶者がいる場合は、両者の預貯金等の合計が 2,000 万円以下）である方
- ④ 生活保護を受給していない方

※利用対象者の軽減有効期間は、8 月 1 日（または申請があった日が属する月の初日）～翌年 7 月 31 日です。8 月以降分の申請については毎年 6 月から受付を開始します。

ウ 助成対象事業所

イに該当する軽減対象者に対し 1 人につき 1 日 500 円以上の利用者負担軽減を行う事業所

エ 負担軽減額

軽減対象者のグループホーム利用実績に応じ、一人につき日額 500 円

オ 助成金額

軽減対象者のグループホーム利用に対する軽減実績に応じ、一人につき日額 500 円

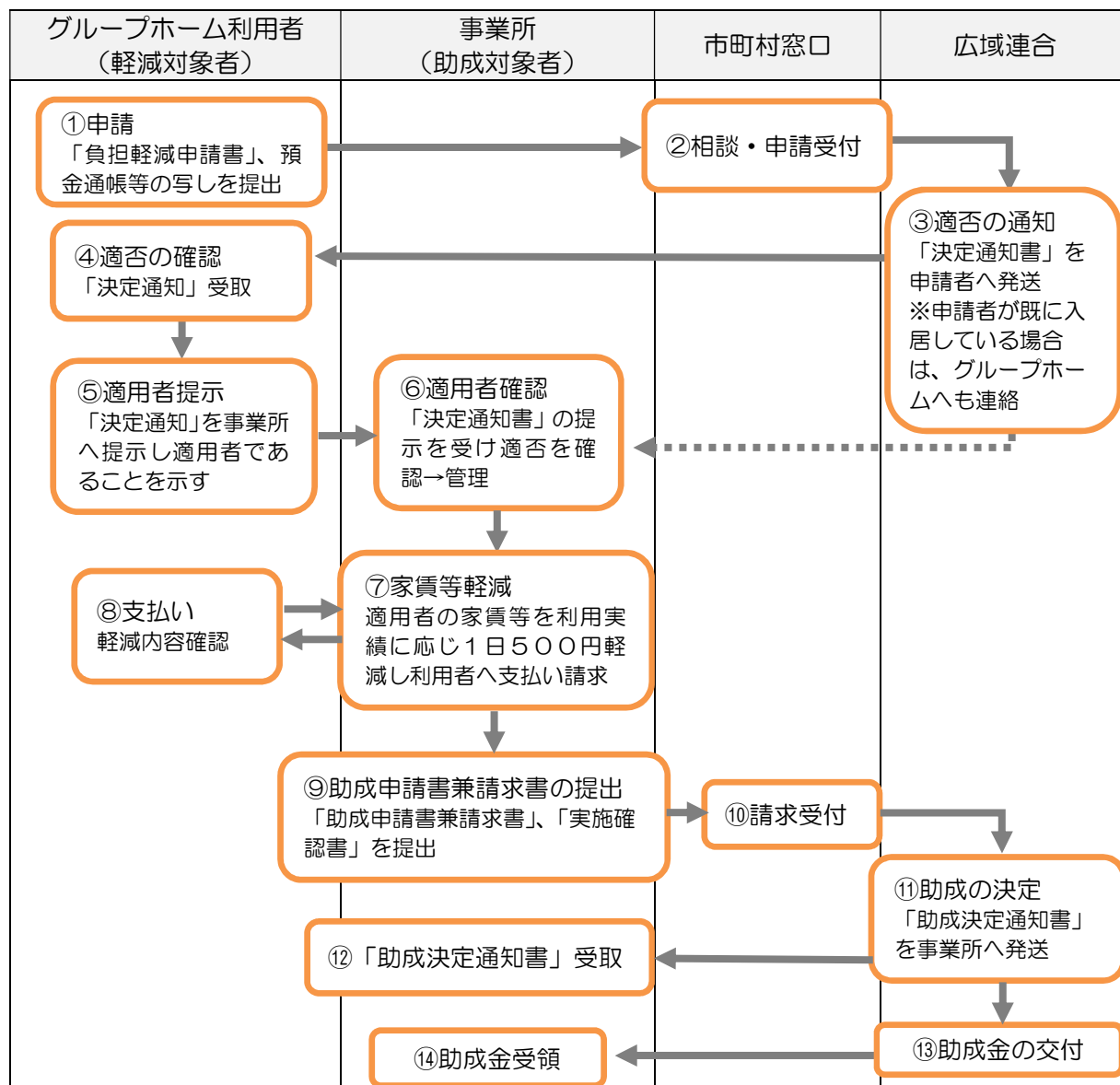
カ 事業所の登録

本事業にご協力いただける事業所は、事前に対象事業所としての登録及び助成金の債権者登録（振込先口座の登録）を行っていただく必要があります。

キ 申請先

各市町村介護保険担当課窓口

ク 申請から助成までの流れ



家族介護者リフレッシュ事業

※保健福祉事業

ア 事業概要

在宅の要介護者を同居して介護する方（家族介護者）が、温泉利用施設等で利用できる家族介護者リフレッシュ助成券（助成券）や自宅で楽しめる東三河の特産品・名産品（地域産品）と引換えできる「家族介護者リフレッシュ助成券引換案内兼引換書（引換書）」を交付します。

イ 対象者

前年度1年間において、次に掲げる要件をすべて満たす要介護者を、住民登録上の同一世帯にあって同居して介護する主たる家族介護者1名

（要介護者1名に対し家族介護者1名に交付）

- ① 東三河8市町村に住民票がある。
- ② 要介護認定が要介護1から要介護5である。
- ③ 別表に記載する施設サービス等の利用月が3か月以下である。

ウ 引換内容

以下のいずれかを選択し引換えできます。

Aコース： 6,000 円分の助成券（400 円券× 5 枚綴り× 3 冊）

Bコース： 2,000 円分の助成券（400 円券× 5 枚綴り× 1 冊）と 4,000 円分の地域製品の
自宅配送

エ 引換方法

引換書を、対象者のいる世帯へ広域連合から送付します。引換えを希望する対象者は身分を証明する書類を提示のうえ、東三河管内の郵便局（簡易郵便局を除く）窓口にて上記AコースまたはBコースの引換え手続きを行います。

※広域連合で交付対象者を抽出し、引換書を交付します。ただし、入院、施設入所等により、対象期間内に在宅で介護していない場合は引換の対象になりません。希望者からの申請による引換書の交付はできません。

オ 引換期限

Aコース：令和8年3月31日まで

Bコース：令和7年12月26日まで

カ 助成券取扱施設

東三河に所在する温泉利用施設やアミューズメント施設のうち登録している施設

※ 助成券取扱施設一覧は、広域連合ホームページのほか、対象者がいる世帯へ引換書と共に送付する案内の裏面に掲載しています。

キ 助成券の利用方法

助成券は、助成券取扱施設で、助成券の交付を受けた家族介護者が、助成券冊子を提示することで利用料金の支払いに利用できます。同伴の方の利用料金にも利用できます。

※ 各助成券取扱施設の都合により、助成券が利用できるサービスは異なります。

※ 回数券、商品券、プリペイドカード等の換金性の高いものの購入はできません。

※ おつりは出ませんのでご注意ください。

※ 助成券の有効期限は、助成券が交付された年度の3月31日までです。

※ 助成券を他人に譲渡したり、換金または担保として提供したりすることはできません。

別表

サービス区分	施設区分
施設サービス	介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）
	介護老人保健施設
	介護医療院
居宅サービス	特定施設入居者生活介護
地域密着型サービス	認知症対応型共同生活介護（グループホーム）
	地域密着型特定施設入居者生活介護
	地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護 （小規模特別養護老人ホーム）

配食サービス事業

ア 事業概要

栄養改善等が必要な高齢者に対し、食事を配達するとともに安否確認を実施します。

イ 対象者

東三河 8 市町村内に住民票がある、栄養状態の改善等が必要な 65 歳以上の在宅高齢者であって、次のいずれかの世帯に属する方

- ① ひとり暮らし世帯
- ② 高齢者のみで構成される世帯
- ③ 心身の状況により調理が困難な者のみで構成される世帯
- ④ 日常的に食事の時間帯に前 3 号に掲げる状態となる世帯

ウ 利用者負担

1 回の配食につき配食サービスの実費から配送及び安否確認に係る費用を差し引いた額

※ 弁当代は利用者負担です。

※ 市町村及び配送される食事の内容により金額が異なるため、利用者負担額は各市町村へお問い合わせください。

エ 配食回数

1 週につき 5 食を上限とし、1 日につき 1 食（昼食または夕食）

※ 市町村によって実施回数が異なるため、実施回数は各市町村へお問い合わせください。

オ 申請先

各市町村介護保険担当課窓口

地域支援事業については、東三河広域連合ホームページにて様式や資料を掲載しておりますので、ご確認くださいませようお願いいたします。